



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

822	行政事務用マイクロソフトライセンス賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報基盤課).....	1
823	形質変更時要届出区域の指定	(環境管理課).....	3
824	〃	(〃).....	4
825	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課).....	4
826	生活保護法による指定医療機関の変更	(〃).....	4
827	生活保護法による指定施術機関の変更	(〃).....	5
828	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	5
829	和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和5年度から令和7年度まで）に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(医務課).....	5
830	一般競争入札による落札者の決定	(〃).....	8
831	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	8
832	〃	(〃).....	10
833	〃	(〃).....	11
834	大規模小売店舗の店舗面積の届出	(〃).....	12
835	労働条件等実態調査の実施	(労働政策課).....	12
836	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	13
837	〃	(〃).....	14
838	公共測量の実施	(技術調査課).....	14
839	道路の供用開始	(道路保全課).....	14
840	道路の区域変更	(〃).....	15
841	道路の供用開始	(〃).....	15
842	道路の位置の指定の廃止	(都市政策課).....	15

○ 人事委員会告示

12	令和5年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施	16
----	----------------------	-------	----

○ 公告

	入札公告	(情報基盤課).....	19
	〃	(医務課).....	22

告 示

和歌山県告示第822号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、行政事務用マイクロソフトライセンス賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年7月7日

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

行政事務用マイクロソフトライセンス賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年9月30日（木）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあつては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) （1）に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) （1）のアからエまで、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、

和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和5年7月7日（金）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年7月10日（月）午前9時から同月24日（月）午後5時30分までの間に和歌山県総務部行政企画局情報基盤課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年7月10日（月）から同月28日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和5年7月28日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-423-1313

電子メールアドレス e0121004@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和5年8月7日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第823号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本周 平

1 形質変更時要届出区域

和歌山県御坊市名田町野島字神木7番6の一部、11番の一部、12番1の一部及び同市名田町上野字高座1745番1の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	鉛及びその化合物、 ^ひ 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び御坊保健所衛生環境課並びに御坊市市民福祉部環境衛生課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第824号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 形質変更時要届出区域

和歌山県海草郡紀美野町下佐々字上吉見1589番4の一部、1606番8の一部、1606番9の一部及び1609番2の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに紀美野町住民課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日
社会福祉法人渉久会	紀の川市桃山町最上1254-1	グループホーム桃の庵	紀の川市桃山町最上843番地1	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	令和5.5.23

和歌山県告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年月日
	旧	新		

有医新 10-26	橋本胃腸肛門外科	はしもとクリニック	有田郡湯浅町湯浅1749-3	令和 5.5.1
--------------	----------	-----------	----------------	-------------

和歌山県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
		旧	新		
御あ新 1-26	阪本祐子	サクラマッサージ	さくら治療院	御坊市湯川町丸山38-8	令和 5.6.1
御は新 1-26	阪本祐子	サクラマッサージ	さくら治療院	御坊市湯川町丸山38-8	令和 5.6.1

和歌山県告示第828号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日
30713010 34	株式会社Ahaha	リハビリデイサービスあはは	和歌山県伊都郡九度山町河根384-39	通所介護	令和 5.7.1	令和 11.6.30

和歌山県告示第829号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和5年度から令和7年度まで）に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 競争入札に付する調達業務の名称及び契約期間

(1) 調達業務の名称

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和5年度から令和7年度まで）

(2) 契約期間

令和5年10月1日（日）から令和7年9月30日（火）までとする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和6年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (8) 過去5年間に於いて、国又は地方公共団体から1,000㎡以上の建築物に係る清掃業務を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有する者であること。
- (9) 過去5年間に於いて、病床数150床以上の病院から病院の清掃業務（病室清掃を含む業務に限る。）を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有する者であること。
- (10) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (11) 次のアからウまでに掲げる有資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める人数の常勤の職員を配置することが可能であると認められる者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 1名以上

イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第50条第1項に規定する技能士（技能検定の職種がビルクリーニングである者に限る。） 2名以上（うち1名は1級、それ以外のは1級又は2級であること）

ウ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する病院清掃受託責任者講習の修了証書の交付を受け、その有効期間が満了していない者 1名以上

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

カ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

キ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(ウ) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ケ 2の（8）から（10）までの要件を満たしていることを証する書類の写し

コ 2の（11）の配置可能な職員が2の（11）アからウまでの有資格者であることを証する書類の写し及び当該職員が常勤であることを確認できる資料

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のアからエまで及びサに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和5年7月7日（金）から同月28日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1建築物の保守管理」の小分類「1建築物清掃」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって、(1) のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年7月7日（金）から同月18日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、令和5年7月26日（水）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年7月14日（金）から同月28日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の（5）の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和5年8月4日（金）までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和5年8月9日（水）までに書面により求めるものとする。

- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和5年8月14日（月）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第830号

令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る調達の名称及び数量
令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
有田郡有田川町庄31番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社V-Power
東京都品川区東品川三丁目6番5号
- 5 落札金額
45,328,546円（うち消費税及び地方消費税の額4,120,776円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年5月9日

和歌山県告示第831号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2)連絡先の電話番号 (3)大規模小売店舗の名称 (4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマイチGARDEN紀伊川辺
和歌山県和歌山市川辺220番外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) イズミヤスーパーセンター紀伊川辺店

和歌山県和歌山市川辺220番外

(変更後) ヤマイチGARDEN紀伊川辺

和歌山県和歌山市川辺220番外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 代表取締役 今井康博

大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号

イズミヤ株式会社 代表取締役 梅本友之

大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山10717番地1

株式会社三城 代表取締役 澤田将広

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

株式会社イークロージング 代表取締役 赤木政一

愛知県名古屋市中区錦二丁目15番20号

有限会社リペア工房 代表取締役 谷口勝之

和歌山県和歌山市西浜969番地5

株式会社プラザクリエイト 代表取締役 大島康広

東京都中央区晴海一丁目8番10号

株式会社フォルムアイ 代表取締役 井上清嗣

大阪府大阪市北区天神橋一丁目11番1号

(変更後) 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山10717番地1

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

その他未定

4 変更年月日

令和5年4月24日

5 変更した理由

店舗リニューアルのため

6 届出年月日

令和5年6月20日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年7月7日から同年11月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第832号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ西浜店

和歌山県和歌山市西浜940番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヒラマツ 代表取締役 吉田尚三

和歌山県和歌山市新中通六丁目15番地

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

4 変更年月日

令和4年11月21日

5 変更した理由

吸収合併に伴う小売業者の変更のため

6 届出年月日

令和5年6月20日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年7月7日から同年11月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第833号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ロウズ岩出北店

和歌山県岩出市今中119番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ヒラマツ岩出店

和歌山県岩出市今中119番1外

（変更後）ザ・ロウズ岩出北店

和歌山県岩出市今中119番1外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オースリー 代表取締役 衣笠敦夫

埼玉県和光市白子三丁目15番5号

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目38番地の1

有限会社ユリヤ 代表取締役 中村修治

和歌山県海草郡紀美野町西野702番地の5

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方宏司

東京都府中市若松町一丁目38番地の1

4 変更年月日

(1) 平成26年2月21日

(2) 令和3年2月21日他

5 変更した理由

(1) 店名の変更のため

(2) 小売業者の退店及び代表者の変更のため

- 6 届出年月日
令和5年6月20日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和5年7月7日から同年11月7日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第834号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーヒラマツ園部店
和歌山県和歌山市園部858番1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した年月日
平成24年12月5日
- 4 届出年月日
令和5年6月20日

和歌山県告示第835号

和歌山県統計調査条例（平成21年和歌山県条例第22号）第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査の名称及び目的
- (1) 名称
労働条件等実態調査
- (2) 目的
県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料に供することを目的とする。
- 2 調査対象の範囲
次に掲げる範囲に属する事業所
- (1) 地域的範囲
和歌山県内全域
- (2) 属性的範囲
日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類のうち次に掲げる大分類に属する

事業所

- ア D 建設業
- イ E 製造業
- ウ F 電気・ガス・熱供給・水道業
- エ G 情報通信業
- オ H 運輸業, 郵便業
- カ I 卸売業, 小売業
- キ J 金融業, 保険業
- ク K 不動産業, 物品賃貸業
- ケ L 学術研究, 専門・技術サービス業
- コ M 宿泊業, 飲食サービス業
- サ N 生活関連サービス業, 娯楽業
- シ O 教育, 学習支援業
- ス P 医療, 福祉
- セ Q 複合サービス事業
- ソ R サービス業（他に分類されないもの）

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

- ア 事業所の現況
- イ 採用、賃金、休暇の状況
- ウ 多様な働き方の導入状況
- エ 高齢者雇用の有無等
- オ 育児及び介護休業制度の利用状況等
- カ パートタイム労働者の雇用状況
- キ 女性の活躍促進
- ク 労務管理の状況
- ケ 外国人労働者の雇用状況

(2) 基準となる期日

令和5年7月31日

4 報告を求める者

2の範囲に属し、県内に主たる事務所を有する次に掲げる民営の事業所

- (1) 常用雇用者が30人以上の全事業所（県内に複数の事業所がある場合は、主たる事業所）
- (2) 常用雇用者10人以上30人未満の事業所のうち産業分類別に無作為に抽出した約650事業所

5 報告を求めるために用いる方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式

6 報告を求める期間

調査票が到着した日から令和5年8月31日までとする。ただし、調査の再依頼を行う場合は、令和5年9月30日まで期間を延長するものとする。

和歌山県告示第836号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第837号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第838号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき由良町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 令和5年6月26日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡由良町地内

和歌山県告示第839号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字吹井字永井新地972番2地先から同町大字吹井字柳原252番71地先まで

供用開始の期日 令和5年7月7日

和歌山県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字立石字萩原541番3地先から同町大字立石字萩原528番2地先	旧	10.30 } 12.94	19.59	
同上	新	9.84 } 10.87	19.59	

和歌山県告示第841号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 日高郡みなべ町清川字本ノ谷2654番25地先から同町清川字堂ノ平2721番1地先まで

供用開始の期日 令和5年7月7日

和歌山県告示第842号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を、次のとおり廃止した。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

廃止番号	廃止する道路の位置	申請者 住所 氏名	廃止年月日	廃止道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2	新宮市田鶴原町二丁目6004番の一部	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 関西電力株式会社 代表執行役 森望	令和 5.6.22	4.00	51.00

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第12号

令和5年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

令和5年7月7日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和5年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
事務系職種	一般事務	4人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
	学校事務	8人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
	警察事務	4人程度	警察本部等における事務
土木		3人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成11年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）における在学期間（休学期間を除く。）が令和6年3月末日現在で通算して2年を超える人

イ 学校教育法の規定により大学の3年次に編入学した人

ウ 和歌山県人事委員会がア又はイに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和5年9月24日（日） 午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	令和5年10月6日（金）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和5年10月23日（月）から同月25日（水）までの間で指定する1日	和歌山市	令和5年11月6日（月）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 事務系職種

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1,000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数50題を全問必須解答とする。 <出題分野> 社会科学(法律、政治、経済、社会)、人文科学(地理、日本史、世界史、国語)、自然科学(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(英文、現代文)、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
	作文試験	200点 ※1	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	

※1 作文試験の採点は、第2次試験で行う。

(2) 土木

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) ※1	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 <出題分野> 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験 出題数40題を全問必須解答とする。 <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工	2時間
	作文試験	200点 ※2	前記(1)の作文試験と同内容	1時間
	適性検査		前記(1)の適性検査と同内容	
第2次試験	面接試験	1,400点	前記(1)の面接試験と同内容	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 作文試験の採点は、第2次試験で行う。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和5年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和5年8月9日(水)までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和5年7月24日（月）午前10時から同年8月17日（木）午後4時までに受信したものを受け付ける。
ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

この試験の最終合格者は、原則として令和6年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料等の月額は、166,845円（令和5年4月1日現在において高等学校卒業程度の学歴を有する者であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、高等学校卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

一般事務、学校事務及び警察事務については、点字受験が可能であるので、希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

公 告

入 札 公 告

行政事務用マイクロソフトライセンス賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度から令和9年度まで

(2) 業務の名称

行政事務用マイクロソフトライセンス賃貸借

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和9年9月30日（木）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和5年和歌山県告示第822号に規定する行政事務用マイクロソフトライセンス賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

(2) 期間

令和5年7月7日（金）から同年8月16日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和5年7月7日（金）から同月21日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和5年7月10日（月）午前9時から同月24日（月）午後5時30分までの間に和歌山県総務部行政企画局情報基盤課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課別室

イ 入札日時

令和5年8月17日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和5年8月17日（木）午前9時30分までに和歌山県総務部行政企画局情報基盤課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部行政企画局情報基盤課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部行政企画局情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-423-1313

電子メールアドレス e0121004@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease of Microsoft software license for administrative affairs

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 17 August 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 17 August 2023)

(3) Contact point for the notice :

Information Infrastructure Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2401
FAX 073-423-1313
e-mail e0121004@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和5年度から令和7年度まで）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年7月7日

和歌山県知事 岸 本周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達業務の名称

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和5年度から令和7年度まで）

(2) 調達業務の内容

和歌山県立こころの医療センターの病院清掃業務を実施する。

その他の内容は、仕様書による。

(3) 契約期間

令和5年10月1日（日）から令和7年9月30日（火）までとする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和6年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第829号に規定する和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和5年度から令和7年度まで）に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

和歌山県有田郡有田川町庄31番地

(2) 期間

令和5年7月7日（金）から同月28日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和5年7月7日（金）から同月18日（火）までの間

において、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

- (4) (3) の質問に対する回答は、令和5年7月26日（水）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県立こころの医療センター A会議室（診療管理棟 2階）
和歌山県有田郡有田川町庄31番地

イ 入札日時

令和5年8月18日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを提出すること。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年8月17日（木）午後4時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあつては、この限りでない。

- (4) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本県から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

和歌山県有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Cleaning service of Wakayama Prefecture Mental Health Care Center, 1 Set

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 18 August 2023 (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 17 August 2023)

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,
31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan
TEL 0737-52-3221
FAX 0737-52-5571